

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって、可決しました。

日程第6 議案第56号 開成町後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについて、を議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、租税特別措置法の改正に伴い、同法を引用して延滞金の割合の特例を定めている条例について、関係条文の整理を行う必要があるため、開成町後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例の制定を提案をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当部長に求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（秋谷 勉）

今般のこの条例改正は、3つの条例の同一の目的で改正するものとなっております。部をまぎますで、私のほうから一括して御説明をさせていただきます。

それでは、議案第56号の表紙を御覧ください。

議案第56号 開成町後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和2年12月4日提出、開成町長、府川裕一。

まず、改正理由、改正内容等の概要について、御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案の最後に添付しております。参考資料を御覧ください。よろしいでしょうか。1の改正理由を御覧ください。

まず、今回の条例改正の理由でございますが、所得税法等の一部を改正する法律に伴い、租税特別措置法第93条が改正することになりました。これに伴って、同条を引用して、延滞金の割合の特例を定めております町条例について、関係条文の整理を行う必要が生じたものでございます。

2、改正内容を御覧ください。（1）改正対象の条例の記載のとおり、租税特別措置法第93条を引用しております、開成町後期高齢者医療に関する条例。開成町介護保険条例、それから、開成町公共下水道使用料条例の3つの条例が改正対象となっております。

また、（2）延滞金の割合の特例に関する規定に記載のとおり、各条例において、延滞金の割合について、本則では、14.6%、納期限後1月までは7.6%と規定してございます。ただし、市中金利の実勢等を踏まえ、各条例の附則におきまして、延滞金の割合の特例を定めており、現在は、「特例基準割合」プラス7.3%、

納期限後1月までは特例基準割合、プラス1.0としてございますが、租税特別措置法の一部改正により、同法第93条に規定されておりました特例基準割合という言葉が、利子税特例基準割合、延滞税特例基準割合、還付加算金特例基準割合と、それぞれの名称に改正され、計算の前提となる割合が、新たに平均貸付割合と規定されたことから、町条例において、この部分の名称を新たに延滞金特例基準割合に改めた上で、租税特別措置法第93条に規定する平均貸付割合を計算の前提とする旨を規定するため、条例改正を行うものでございます。

3、改正による影響を御覧ください。今回の条例改正は、租税特別措置法の用語の改正に伴うものであり、延滞金の割合そのものを変更するものではありませんので、特段の影響はございません。

それでは、条例案1ページにお戻りください。

開成町条例第 号 開成町後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例。

第1条は、開成町後期高齢者医療に関する条例の一部改正でございます。

第1条 開成町後期高齢者医療に関する条例（平成20年開成町条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

制定附則第2項の改正でございます。附則第2項中特例基準割合を延滞金特例基準割合に、租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合を、平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合を言う。）にそれぞれ改めるため、所要の改正を行うものでございます。

第2条は、開成町介護保険条例の一部改正でございます。第2条開成町介護保険条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

条例案2ページを御覧ください。制定附則第6条の改正でございます。後期高齢者医療に関する条例と同様の改正を行うものでございます。

第3条は、開成町公共下水道使用料条例の一部改正でございます。

第3条、開成町公共下水道使用料条例（昭和63年開成町条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

制定附則第2項の改正でございます。後期高齢者医療に関する条例及び介護保険条例と同様の改正を行うものでございます。

附則でございます。第1項は、法改正に併せて、この条例の施行期日を令和3年1月1日と定めるものでございます。

第2項は、改正後の規定は、施行日以後の期間に対する延滞金に適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお、従前の例による旨を定めるものでござ

います。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。ございませんか。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第56号 開成町後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはありませんか。採決を進めていきます。

（賛成全員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって、可決しました。